

通知預金

平成25年1月1日現在

商品名	・通知預金
販売対象	・法人および個人の方
期 間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から最低7日間の据置期間が必要です。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・解約時に一括で払戻します。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割で計算します。
税 金	・個人のお客さまのお利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人のお客さまは総合課税となります。
手数料	—
付加できる 特約事項	・個人はマル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-22-7930）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）